〈新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の方へ〉

営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

県からの営業時間短縮要請および外出自粛要請の影響を受け、<u>令和3年4~6月の売上が</u> 大きく減少した事業者に一時金を支給します。 1事業者 あたり一律 **20万円**

■支給対象

以下のいずれかに該当する中小企業および個人事業者

① 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取 引がある事業者

〈例〉飲食料品卸売業、おしぼりなどの供給者など

② 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、 主に対面で個人向けに商品やサービスを提供 する事業者

〈例〉イベント業、小売業、宿泊業、旅客運送業、 理・美容業など

※1~2月分の一時金を受給した方も対象

※営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外

■主な要件

- ◆県内に本店または主たる事業所があること
- ◆令和3年4月から6月のいずれかの月の売上が、対前年(または前々年)同月比で30%以上減少していること
 - ※白色申告の個人事業者は、前年(または前々年)の月平均の売上と比較してください

■支給額

1事業者あたり一律20万円(1回限り)

■申請期間

令和3年8月31日(火)まで ※当日消印有効

【問い合わせ】県事業者支援一時金相談窓口 ☎029-301-5558(平日午前9時~午後5時)



※「茨城県 事業者支援一時金」で検索

〈緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ〉

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の 申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、すでに総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付がこれ以上利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、それが困難な場合には円滑な生活保護の受給につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付が始まりました。対象と見込まれる方には7月中に通知を送付しました。支給対象となる条件など、詳細は市ホームページまたは送付された通知をご確認ください。

■申請場所 生活支援・相談センター(牛久市社会福祉協議会内)

■受付時間 午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く)

■申請期間 令和3年8月31日(火)まで※申請書の提出は事前に牛久市社会福祉協議会にご予約ください。

〈申請に関する問い合わせ〉

牛久市社会福祉協議会自立支援金担当

☎871-1295

市社会福祉課自立支援金担当

☎内線1711



▲市ホームページ

〈制度についての問い合わせ〉 新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金相談コールセンター

0120-46-8030

(受付時間:平日午前9時~午後5時)



▲厚生労働省 特設ホームページ